



令和6(2024)年度公売公告 第1号

公売公告兼見積価格の公告

国税徴収法第95条の規定により、下記のとおり、差押財産を公売することを公告する。
併せて、国税徴収法第99条の規定により、当該公売に係る公売財産の見積価格等を公告する。

令和6(2024)年3月28日

新潟県柏崎市日石町2番1号
柏崎市長 櫻井 雅浩



記

区分	内容	
公売財産の内容等	名称、性質及び所在等	別紙のとおり -以下余白-
	数量	別紙のとおり
	見積価格	別紙のとおり
	公売保証金	別紙のとおり
公売の内容	公売の方法	せり売り
	参加申込期間	令和6(2024)年4月16日(火)午後1時から令和6(2024)年5月7日(火)午後11時まで
	入札期間	令和6(2024)年5月14日(火)午後1時から令和6(2024)年5月16日(木)午後11時まで
	公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
	売却決定期日	令和6(2024)年5月17日(金)午前10時
	代金納付期限	令和6(2024)年5月24日(金)午後2時30分
	買受人の資格要件等	本件滞納者及び滞納者と直接若しくは間接的に関係を有する者又は法による買受制限の有る者の買受入札はできない。
	その他重要な事項等	上記公売財産の売却区分の番号毎に公売する。入札は売却区分の番号毎にそれぞれ行うこと。
公売財産上の質権者、内容の申出 抵当権者等の権利の申出	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債券現在額申立書によりその内容を当柏崎市に申し出てください。 なお、債券現在額申立書の用紙は、当柏崎市に用意してあります。	

【その他】

- この公売公告に違反した者、又は国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 公売財産の入札をしようとする者(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間中に所定の公売参加申込手続が必要です。
- 公売保証金の納付は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者)名義のクレジットカード(VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エクスプレスのマークがついているものに限る。)に該当売却区分の公売保証金額以上の利用可能な売上与信枠があることが必要です。
- 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければなりません。
- 一度行った入札は、変更及び取消しはできません。
- 見積価格以上の入札者のうち、最高価格で入札した者を最高価申込者と決定し、当該入札価格により売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、ログインIDを最高価申込者氏名とみなします。
- 最高価格の入札者が複数あるときは、開札(最高価決定)後、直ちに公売場所においてそれらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。但し追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格(見積価格以上で、かつ、最高入札価格から公売保証金額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、最高価申込者の決定後、公売場所において次順位買受申込制度を適用します。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。
- 公売財産に係る市税等徴収金の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
- 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
- 柏崎市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 公売財産が滞納者等に保管されているときは、柏崎市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、柏崎市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払いを求められることがあります。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。
- 公売財産が不動産の場合、柏崎市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは買受人で行ってください。また、隣地との境界確定は買受人と隣地所有者との間で行ってください。
- 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税額に相当する印紙若しくは現金の領収書を代金納付期限までに提出してください。
- 上記13については、別途交付する「所有権移転登記請求書」と共に買受代金納付期限までに提出してください。
- その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 公売公告の内容は、柏崎市税務課で閲覧することができます(現品によりがたいものはサンプル写真等を供覧します。)。
- 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合執行機関は何ら補償しません。
- 公売参加申込期間及びせり売り期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。
- 公売参加申込期間中、公売財産の下見を行いたい場合、入札者等自身で行ってください。
- その他の事項については、柏崎市インターネット公売ガイドラインによります(なお、ガイドラインは柏崎市財務部税務課に備え付けてあります。)。

